

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	第1回 甲州市協働のまちづくり推進委員会
開催日時	令和4年9月6日(火) 午前10時～午前12時
開催場所	甲州市役所 2階 第一会議室
議題	(1) 市民提案型協働のまちづくり令和4年度事業審査 (2) その他
出席委員	丸山正次委員長、雨宮正明副委員長、有賀文雄委員、古屋公男委員、 柏原健仁委員、鈴木清委員、石田春雄委員、橋爪孝裕委員、 吾妻治久委員、中村実委員、小俣多美子委員
会議の公開又は 非公開の区分	公開
会議を一部公開 又は非公開とし た場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙議事録のとおり
事務局に係る事項	出席者 市民課3名(森リーダー、大島、仲川)
その他	

第1回 甲州市協働のまちづくり推進委員会 議事録

日 時：令和4年9月6日（火） 午前10時～午前12時

場 所：甲州市役所 2階 第一会議室

出席者：丸山委員長、雨宮副委員長、有賀委員、古屋委員、柏原委員、鈴木委員、
石田委員、橋爪委員、吾妻委員、中村委員、小俣委員

欠席者：坂本委員、武井委員、名取委員、塚田委員、榊原委員

◆推進委員会

1. 開会

欠席者の報告及び会議の成立の報告

傍聴希望者なしの報告

2. 委員長あいさつ

丸山委員長よりあいさつ

3. 委員自己紹介

委員から自己紹介

4. 副委員長の選出

事務局：昨年度は区長会長をされておられました小林一三委員にお願いしておりましたが、本年度、区長会長が交代されました。残任期間として、現区長会長である雨宮正明委員にお願いしたらいかがかと考えています。皆様の意見を願います。

(異議なし)

事務局：ありがとうございます。それでは副委員長を雨宮正明委員にお願いいたします。

5. 議事

事務局：議長につきましては、甲州市附属機関の設置に関する条例に基づき、丸山委員長にお願いいたします。例年ですと、初めに昨年度補助金申請のありました団体からの事業報告を受け、質疑応答を行うところですが、令和3年度は事業申請がありませんでしたので、今年度の申請の審査を行う選考委員会からとなります。審査にあたり、事前に郵送にてお配りしております資料について、不足がないかご確認をお願いします。

(資料を読み上げ)

以上が本審査に関連する資料となっております。また、審査にあたり直接使用することはございませんが、同封させていただきました協働のまちづくり方針及び計画につきましては、参考にしていただきたいと思います。それでは議事の進行を丸山委員長お願いします。

丸山委員長：議事に入ります。最初は、今事務局からお話のありました令和4年度申請事業の選考委員会になります。プレゼンテーションに入る前に、事務局から審査基準や審査の方法についての説明をお願いします。

事務局：交付決定までのおおまかな流れについては、資料1「協働のまちづくり

事業補助金申請に関する事務の流れ」に簡単にまとめさせていただいておりますので、ご参照ください。市では、広報等を通じて、資料2「甲州市市民提案型協働のまちづくり事業補助金募集要領(抜粋)」に該当する事業の募集を行います。この要領は、甲州市市民提案型協働のまちづくり募集要項に基づき、対象となる事業や応募資格、対象となる経費、応募方法についてまとめたものです。この制度は、地域の問題や課題を市に要望するのではなく、解決策となる事業を市民から提案し、その事業が市と一緒に活動する内容としてふさわしいと認められるものに補助金を交付する制度です。補助金の補助率は10分の8とし、1事業20万円以内とします。申請団体は、協働する関係課と調整をし、資料3「市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度 自己診断シート」を確認します。確認後、この制度に合致すると判断した場合は市に申請書を提出し、まず市民課で1次審査として、書類審査を受けます。そして、1次審査を通過した事業については、甲州市協働のまちづくり推進委員会の選考委員会において事業説明を行い、2次審査を受けることとなります。その2次審査が本日となります。次に、審査についてですが資料4「甲州市市民提案型協働のまちづくり事業選考要領」をご覧ください。審査基準につきましては「公益性」「有効性」「実現性」「的確性」「協働性」「相互理解」「発展性・将来性」の7項目です。採点方法については、各項目10点で、7項目あるため70点満点となります。可否の判定については、資料4「甲州市市民提案型協働のまちづくり事業選考要領」の3審査方法(3)に基づき、選考委員の評価点数の合計の平均が概ね49点以上の案件については合格となります。また、49点に満たない時には、おおむねとあることから、1割程度、5点くらいの範囲においては協議により再度審議し、可否を決定することといたします。選考委員会の流れといたしましては、申請団体によるプレゼンテーション、次に市の関係課からの説明を行います。この二つは合わせておおむね20分程度です。次に、選考委員会からの質疑応答を10分程度行い、全体で30分程度といたします。また、プレゼンテーション及び質疑応答につきましては、終了時間1分前位になりましたら事務局よりご案内いたします。質疑応答が済みましたら、申請団体はお帰りいただき、委員の皆様には各自「プレゼンテーション審査票」への記入をしていただきます。こちらは資料5として皆様にすでにお送りしてありますが、今回の選考委員会でご記入いただくための審査票につきましては、別途事務局で用意させていただいておりますので、この説明終了後に皆様にお配りいたします。また、本日の審査結果については、後日郵送にて申請団体にお知らせします。以上、審査についての説明とさせていただきます。

丸山委員長：では、審査の方法等について説明をいただきましたが、新しく委員になられた方は、この後何をするのかわからないとか、今の説明でわからないところがあるなど、質問があればお願いします。

(質問なし)

丸山委員長：よろしいでしょうか。では改めて、重要なポイントは、この審査は全体で49点を超えているものは基準を満たしているということになりますので、そこを十分お考えいただきながら、審査をしていただきますようお願いいたします。

それでは審査に入ります。団体のプレゼンテーションをお願いします。

■下柚木 窪地区農事組合「窪地区環境美化事業」

①団体代表者によるプレゼンテーション

武澤さん：本日はご苦勞様でございます。私は市役所の子育て福祉推進課の課長をやっております武澤と申します。本日は、申請書にありますように私の地元の塩山の下柚木にあります、下柚木には7つの組がありますが、そのうちの1つの組である窪という地域の農事組合として来ております。本来でしたら組合長の荻原が来るところなのですが、区長をやっているのもので他の会議と重なってしまいましたので、私一人となりました。申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。それではまず、事業計画書から掻い摘んで説明をしていきたいと思います。先ほど申しましたとおり、団体名は塩山下柚木にあります窪農事組合です。この農事組合については、元々は昔から養蚕の出荷ですとかそういったことをしてきて、その組合活動が今に至っています。事業名は「窪地区環境美化事業」です。現状及び課題について、事業計画の中にあります現状ですが、一人暮らしをしていた方が宅地内で死亡してしまった、この方の家が木造住宅で三階建てのとても大きな家で、さらに多くの農地も持っておりまして、そのありとあらゆるところが荒れ放題になってしまっている状況です。そんな中で、こちらでもう一つ用意しました後ろのほうにあります資料「窪地区環境美化事業における現状」なのですが、こちらを元に現状を説明させていただきます。一人暮らしの所有者の方が平成20年9月に自宅で死亡しているところを発見されたのですが、生前は地域の住民にもやりたい放題で、大変迷惑をこうむっていたところでした。大きな重機を持っており、解体業者から有料で引き取った重機を自分の畑に運んで全部埋めてしまっていて、当時の農業委員会でもずいぶん話題になっているというような状態でした。土地の詐欺などもしておりまして、警察でも注目されていたようなのですが、最後には清里からだまして馬をもってきてしまって、その馬を飼っていました。当然飼いきれないわけもなく馬は死んでしまって、それを重機で県道から畑に運び込んで埋めてしまうという、荒っぽいことをしたりするような方でした。また、別の資料を今お配りしましたが、平成29年3月には屋敷の石垣が崩れて河川を塞いでしまったということで、区長から市に依頼しまして石垣を撤去してもらい、崩れないようにしてもらいました。県道沿いのバス停脇にもごみが散乱していたのですが、こちらも本人が亡くなってしまったということで撤去してもらいました。そのような中で、窪地区農事組合では、春と秋には道にはみ出したこの方の土地の周りの草や木の除草や伐採をしています。ご本人には弟がいるのですが、弟は弁護士をとおして遺産相続の放棄の手続きを行いました。遺産相続の放棄をしても、管理責任は弟に残るということで、地元で弟と話をしたところ、「地域には申し訳ない。鉄くずなどもたくさんあるので、もし可能なら片付けていただき、お金になったらそれは組のものにしてもらいたい。自分たちは何もできないが、組に管理をお願いできたら」ということだった。そういった経過から、今の状況に至っているところです。後ろのほうに、今の状況の写真を付けさせてもらいました。現場を見ないと正確にはわからないかと思いますが、参考にしてください。事業の目標といたしましては、事業計画書に戻りますが、この土地、宅地から農地までを全部片づけるとなると、この方の所有する土地の総面積が47,870平米あります。その土地の名義も親子三代にわたっています。区長から市へ、これを全部片づけられないかと一度相談したところ、市が顧問弁護士に相談しました。そこで、相続管理人を選任することを市が行うこともでき

るが、その場合は単純に管理期間中の火災保険料 580 万円、建物の取り壊しと廃棄・撤去など更地にする費用 3,200 万円、現地の測量 1,275 万円、遺産相続の手続き 200 万円等で、弁護士のように 5,298 万円の予納金をまず市が納めないと無理です、という話になったということでした。そういったことから、宙に浮いているような状況です。今回お願いしたいのは、まず地元で一番危ないところ、草木が道へはみ出している場所をこの補助金を使って、一回重機を入れて平らにしてもらって、その後みんなで整地をして石を拾ったりしたいと。一度それを行えば、それ以降は地元でもモアが簡単に入ようになります。それで、年に一度行っている河川清掃の日に合わせ、その後の管理もできるようになるということです。この事業をやることによって、子どもたちが遊ぶ場もそこにできるんじゃないかということも考えまして、今回の応募に至ったところです。私からは、簡単な説明にはなりますが、以上です。

②市の関係課からの説明

農林振興課 農地担当 石原リーダー：こんにちは、私は農林振興課 農業委員会の事務局担当リーダーをしております石原と申します。よろしく申し上げます。農業委員会の視点で、この事業の追加説明をさせていただきたいと思っております。初めに、私たち農地担当の仕事を紹介させていただきます。まず農地の売買や貸借に向けての権利移動、農地を住宅等の建設によって地目を宅地等に変更していくための手続きといった仕事をさせていただいています。もう一つ、先ほど武澤さんから説明がありましてとおり、遊休農地の被害というものの対応も、一つの大きな事業としてございます。こちらの担当では年間 50 件くらい遊休農地に関する相談、苦情が寄せられております。寄せられたときにすぐ担当者と一緒に現地に赴きましてその度合い、状況の確認をしております。中には、今回のこの事業にも挙がっておりますが、畑というよりも原野と化している状態の農地、それから草刈り機等で手を加えればそこが再生できるようなところなど、色々な農地が点在しております。今回の補助事業でお願いしたい農地につきましては、一部宅地等も含まれておりますが、ご覧のとおり、少し手を入れただけでは再生できない状況で、機械を導入してある程度農地を整備し、今度はそこから手を加えていくという段階になります。今回、この事業を提案させていただくにあたり、武澤さんと 2 回現地を見に行かせてもらいましたが、先ほど申し上げましたとおり、機械をそこに入れて整地をしていかないときれいにすることはできないという状態ですので、農業委員会の立場としても、やはりこの状況ですと周辺の地域住民に迷惑がかかってきてしまいますし、そこから虫などが発生してさらに迷惑がかかってしまうと考えられますので、早期に草を刈って、元のとおりとまではいかないかもしれませんが、今回の趣旨である協働のまちづくりといったところで地域住民と協力、協働を図りながらこの取り組みを進めていきたいと考えています。そういった意味で、農業委員会としても十分合理性のある取り組みであると考えております。以上が追加説明となります。よろしく申し上げます。

③質疑応答

雨宮副委員長：こうやって、周りだけをきれいにしていくということですけど、この写真の石垣の上は宅地でしょうか。元々は宅地で、畑もあるのかもしれないですが、その周りをきれいにして、利用価値といいますか、なにかこういう風に利用しようということはないんですか。

武澤さん：先ほど説明しましたとおり、この方が大変広い土地持ちでして、今の

質問は写真の石垣の部分を見ておっしゃられたと思いますが、この部分の宅地にあたる場所は手を付けません。私たちが今回やろうとしているのは別の写真にある畑、他の人たちの畑と隣接している畑一枚について、重機を入れて平らにして、この一番後ろの写真ですがせめてそこだけでもということです。その畑はたまたま大きな桜が生えていて、地域の住民がお花見をすることもできるじゃないかということもあり、ここをまずは補助金で整地してモアが入れるようにして、次からは定期的にモアで入るようにすれば子どもたちが遊んだりできると。

この一枚の畑だけをせめて、というところですか。一番隣のうちに邪魔になる場所でもあります。

雨宮副委員長：こういう木や草を刈って、その後をどういう風にすると言われましたか。草だとかは1年や2年でまた出てきてしまうと思います。

武澤さん：今の現状、この写真の状態だと人の手だけでなんとかできる状況ではないです。一度この補助金を使って、重機で平らにしたいです。平らにしたところを、地区の住民みんなで石を拾ったりして整地します。そうすることで、今度は定期的にモアが簡単に入るようになります。自分たちの管理でやっていけるようになります。

雨宮副委員長：後々の管理が楽になるということですね。わかりました。

有賀委員：そうして、その後の管理は例えば組合が定期的に出てやるということでしょうか。もう一つの質問は、なんに使うのかということです。そこが明確に何かあれば。

武澤さん：この土地が、先ほど説明したとおり親子三代の名義になっていますので、ここに何を建てるとか何をするとかは一切できません。人の土地になりますので。私も市の無料法律相談を利用して弁護士に相談する中で、まず管理しないと迷惑がかかってしまうため、草を刈ったりするのはいいでしょう、ただ建物などを建てるのは違法になってしまいますよ、ということでした。ですので平らにして広場になったところで、この桜の木を活かして定期的な地元でお花見会を開いたり、子どもの遊び場になったり、という形で利用したいと考えています。今のままだと、草だらけで近所迷惑になり、道にも草がはみ出しています。それを春と秋の定期的な河川清掃でみんなでやっていたのですが、今回の事業で重機を入れることでその作業がもっとずっと楽になります。

有賀委員：使うことに関しては問題ないですか。誰かが権利を主張するとか言ったことはないですか。

武澤さん：無料法律相談で先生にも相談しましたところ、今おっしゃられたとおり大変難しい問題だと言われました。市の補助金を使ってやることにも、ハテナがあるかもしれないと。色々な意見を言う方が言ってきた場合ということですが、今現在も相続放棄をした弟がいますが、その弟さんと地元で話をして「大変申し訳ないが管理は組でやってほしい」と言われ、お願いされていますので、同意を得たうえでみんなで草刈りや片付けなどを行っています。建物などを建てなければ問題はなしというのを弁護士からは言われています。

有賀委員：それから、これは事務局に対してなのですが、見積書が出ているが非常におおざっぱです。重機を使うなど色々あるのだと思いますが、「一式いくら」では、何が何だかわからない。この事業は7月に出ているのだから修正というか、話があった段階でもう少し詰めた見積書が欲しいです。草だらけで重機が入らなければ何日かかるかわからないというような事情も分かるのですが、せっかくの

申請ですのもう少し詳細な見積もりを出すよう、そういった指導をしていただきたいです。

石原リーダー：すみません、有賀委員の質問にちょっと補足をさせてください。先ほど相続放棄の話が出ましたが、相続放棄した場合の土地であっても管理義務は生じてまいりますので、今武澤さんがおっしゃったように、弟さんと、そうやって地域に任せるよ、と確認が取れているということは農業委員会としても非常に安全性が担保されるので良好な取り組みだと思います。

吾妻委員：趣旨は分かったのですが、底地がその先、将来どうなるのかという部分、今承諾を取っているからやりますよ、ということですが、将来その土地がどうなるのか。財産放棄したということなので、一回国が入るんですかね。そうすると国の国有地になるわけですね。国有地になった後また市が引き取るという形になるのではないかと思うのですが。

武澤さん：ここは、とても国有地にはならないそうです。というのが、親子三代の名義にずっとなっていて、その名義を変えること、追っていくことはちょっと無理なので、元々は環境課がやっていたことなんですけど、現在は宙に浮いてしまっているような状況らしいです。

吾妻委員：そういうことはよくありますよね。ただそれは現状の問題であって、そういう土地はいっぱいありますよね。今やることに承諾をもらっていても将来その土地がどうなるのかということです。相続放棄をして、過去の記録をさかのぼるといのは、私も用地買収をやったことがありますけど、長く放棄されているということであれば該当者なしということになって、それが国有地になるんです。そういうやり方もあるし、今みたいに誰も見る人がいないから、誰も手を付けないという状態で、おそらく今は誰も税金を納めていないと思います。そういう不安定な土地を整理して、それを将来どうするか。農地なら農地だけを相続放棄で国有地にしてしまう、宅地は建物を処理しない限りはそういうことは出来ないと思いますが、ただ、農地の場合は国がもらうのではないかと思います。この農地を分離して登記すれば、国はたぶん国有地にするでしょう。そうすると、不安定な土地が、将来やめてしまったらどうなるのか。

武澤さん：私は今、地元の立場としてここにきているのですが、将来の土地をどうこうというのは市や国が対応することであって、地元の私たちは現状この状態をどうしようかということで困っています。将来土地が誰のものになるか、という先のことの心配ではなく、今すぐに地域でなんとかしたい、しよう、ということです。

吾妻委員：そのことはよくわかります。それはいいことなのですが、これはこの場所だけの問題ではないです。甲州市の中に何十か所、あるいは何百か所もあるでしょう。ここだけが特殊な場所で、管理する人がいるから協働でやりますよということなら、位置づけをきちんとしていかないと、ではあの組でやったのだからこちらでもこの補助金で出来るだろう、となります。そういう土地はいっぱいありますよね。相続できなくてずっとぼつんぼつんと、農地なら十代さかのぼるなんてこともあります。そういったことを、この事業の申請を見たときに、すごく大きい問題をやるなあと思いました。これをやると法律改正から全部、今までの日本が抱えている問題全部整理しなくてはならないです。その課題としてやるのであれば少し整理して、こういった問題はここまでやる、というのを、大上段ではなく一定の位置づけをしないと中途半端に終わるのではないかと思います。

ただやってもらって、その土地を誰かが使っても、管理責任者が「誰か別の人に貸すよ」と、そういうこともできるわけですよ。そういう場合どうするのかとか、そういったところがあります。将来どうするのか、法律があってもできないのは分かっているけれど、地区が管理していくよ、ということを財産放棄した指定管理者ときちんとなにか誓約など作れるかどうか。そのあたりをきちんと整理しておかないと、他人の土地に入って勝手に、「いいよ」と言われたからやった、ということになると、権利は何もないですよ。

武澤さん：地元の意見として言うと、窪農事組合でそれができるかということ、それは出来ません。あくまで、今問題となっている状態をどうするか、吾妻委員がおっしゃったことは行政などが考えることであって、私たちはこの補助金を使って今邪魔になっている草をどうするか、という問題を解決したいのです。

吾妻委員：それはいいことです、わかります。

中村委員：同じような内容の質問になるのですが、この申請している土地なのですが、ここは何平米あるんですか。

武澤さん：その場所だけだと 1,034 平米です。

中村委員：ここの地図というか、元々のその広い 4 万平米以上の土地のどこになるんでしょうか。住宅地図か何かつけてもらえればよかったのですが。

武澤さん：今は写真しかありません。

中村委員：どの程度の広さなのか。あとはここが畑なので、農地法では後々使うとき、地元を下ろして子どもたちなどが利用するのに問題はないですか。

石原リーダー：農地を農地以外の目的に変更するということは農地法の縛りの中で出来ません。ですので、農地担当の立場からすると、この下柚木の窪地区の子どもたちがここで家庭菜園のような形で食育の観点など含め野菜などを育てて地域の方と一緒に収穫して、そこでイベントなどを出来れば、この事業も一つの成果を得られます。地域一体となった事業として成就できるのではないかと思います。

小俣委員：窪地区の住民は何人、あるいは何件くらいあるのでしょうか。今後その方たちがずっと活用していくということですが。

武澤さん：資料の一番後ろのほうに団体調書があります。今のところ窪組の住民は 10 件で、全員で 25 人です。

古屋委員：農業委員会の事務局にお聞きしたいのですが、先ほどお話があったように、農地ですよ。農地を子どもたちの遊び場に使うというのは、それに対して委員会として OK を出すということでしょうか。そのあたりの解釈をお聞きしたいです。

石原リーダー：委員会として OK を出すということは、許認可ではないので出来ません。先ほどから説明しておりますとおり、この状態から脱却して、ある程度きれいにする事で、地元住民のためになるというところにこの事業の一番の目的があります。

他の委員の方がおっしゃられるとおり、きれいになったあとどのように利活用していくかについては、一つの手段としては先ほど私が申し上げたような、子どもたちの育成、食育といったものを含めて野菜などを植えてもらえると農地性が担保できますので、一つの選択肢としてどうでしょうか、ということで答えさせていただきました。

古屋委員：大体様子がわかりました。こういった例はたぶん、ここだけではなく

てかなりこれから出てくると思うので、その方針が聞きたかったので質問をさせてもらいました。

④審査

丸山委員長：それでは審査に入ります。審査票に点数を書いていただくようお願いいたします。

石田委員：この審査方法なのですが、1次審査と2次審査がありますよね。今2次審査をするということですか。

丸山委員長：そうです。

石田委員：2次審査をするということは、1次審査は通っているという解釈でいいのでしょうか。

丸山委員長：基本的にそのとおりです。

石田委員：1次審査はどこがやっていますか。

丸山委員長：1次審査は事務局で行います。先ほどの資料に条件がいくつか載っています。例えば公益性ですとか、そういった条件や、届け出ている団体についての条件など、そういったものを満たしているか。そして、担当課と協議し合っていてやっているかなど、この要綱に定めている条件に合っているかどうかを、あくまでも書類上でではありますが、その判断をしています。2次審査は何のためにしているのかというと、今委員の皆様で協議してもらって、この内容はどうかという委員の意見を反映して決定しようということのためです。

石田委員：その場合、1次審査を通っているということは、2次審査をするうえで考慮すべきですか。無視していいものなのでしょうか。

丸山委員長：委員によって、それをすごく考慮する方と、考慮しない方がいらっしゃいます。その考え方は自由です。こうしなければならない、ということを決めたことはありません。

吾妻委員：そうでなければ1次審査が通ればすべて通ってしまうということですね。

丸山委員長：この2次審査、委員会を開くにあたり、あまりに1次審査を考慮してやっしまえば意味がなくなってしまうと思います。そこは委員の方々の見識に任せる部分です。今の話し合いからもわかると思いますが、今回のケースは、これを認めた場合、他から色々出てくるのではないかと、それに対してどういう歯止めができるのかを示さないとなりません。それについては、仮にこの事業が通ったとしたら後で議論をして、どういう条件で通すのか、どういったことをしてもらうのか、それともやはりこれを通すのはおかしいのではないかと、ということが出てくると思います。

柏原委員：関連で確認させていただきたいのですが、先ほどの武澤さんのお話ですと、色々整理すると5千万円以上かかるということでしたが、今この予算を見ると25万円ですよね。畑の一部の草刈りや整地をするだけのことではあるのですが、問題に対してあまりにも支出するお金が少ないと感じます。その中で皆さんの意見をいろいろ出し合っても、判断基準が難しい状態です。この補助金を出すことの責任を、委員として負えるだろうかと思ってしまうのですが、この辺りはどう考えたらいいのでしょうか。

丸山委員長：それに関しては、逆に事務局がこの事業を通していきますから、事務局としてはこれを通していい、という思いがあると考えてください。それを通してることによって今度は委員会が責任を負うのかということ、そういう形にはなって

いません。おっしゃるとおり、判断の難しいケースですが、そういった事例はこれだけではなく今までもありました。この補助事業の趣旨、特に公共性に関する部分や将来的に事業がその後どうなっていくのか、というのがあやしいものもありました。関係する人たちだけがたまたまこの補助金を使って事業をするのではないかということもあり、それをどう判断するのか、というのがこの委員会で判断すべきことになります。その事柄、事業のみについて判断するということです。そのような形にしないと、事業に関連して大きな問題が出てくることもあります。そういったときに私たちの委員会が責任を負うことはできません。

柏原委員：わかりました、ありがとうございました。

丸山委員長：よろしいでしょうか。それでは、皆様それぞれお考えがあると思いますので、それに従って点数の記入をお願いします。記入後は事務局に提出してください。集計がありますので、10分間休憩といたします。

⑤審査結果及び可否決定

丸山委員長：それでは、各委員がそれぞれ何点をつけたかということは公表しておりませんので、最終合計だけ公表します。概ね49点以上であれば可、一割程度以内であれば審査会で再度協議するとしています。49点の一割程度ですが、上回る分には問題ないので、下回ってしまった場合になるのですが、つまり44点以上になるかどうか、というところです。この事業は最終的に点数が44.27点になりました。49点に届かない形で点をつけた委員がいらっしゃるの、今回の点数になった次第です。それで、44点以上ではありますから、この後は再度審議をして可否を決定するということになりますので、色々な意見が出ましたし、何らかの条件を付ければ許可できるかどうか、ということになります。つけた条件が満たされるのであればいいですが、その条件が満たされそうもないのであれば、この事業はそもそも否決するということになっていきます。委員の方、特に点数を辛くつけられた方たちは、どういう理由があるのかを出していただいて、それがカバーできるかどうかというところを検討したいと思います。委員のお名前はここではお伝えしませんが、一番低い点数をつけられた方は31点、一番高かった点数は62点でした。ご自身のつけた点数の合計を計算されたり、覚えていらっしゃるかどうかはわかりませんが、いかがでしょうか。今回は条件を付けないと難しいケースではないかと思えます。

有賀委員：現状非常に迷惑していることはわかりますし、それを解決するための手段として補助金を使って整理したいということも分かります。一番心配なのはその後のことです。おそらく、それほど広い土地を持っている方ですから、もっと邪魔になってくる場所もあるでしょうし、そう考えるとこの事業が一過性のものになりかねない。今回やるこの事業の土地を管理するだけでも大変でしょうし、先ほども問題で出たように農地としての使い方ができるのかということなんです。石原リーダーが言っていたように子どもたちが農園を作ったりして、というそういう理想的なことが今後できるのかどうか。市内全域にこういった問題があると思うので、市で何らかの方策を出していくほうがいいのではないかと思います。

鈴木委員：私も同意見です。評価基準にあります相互理解、発展性・将来性この点はちょっと低評価になってしまいました。地域の方だけで見れば、これは問題ではあるのですが、少しこの先のことを考えて、これからどうするかということ盛り込んでほしいという気持ちがあります。今回の事業では、たまたま市の職員が団体の代表ということで出てきてくれましたが、だからこそ余計に、この場所

だけでなく同じような問題を抱えている場所をこの先どうしていくかという部分を感じられませんでした。市にも未来戦略室という部署があるのだから、そういう問題にどう触れていくのか、もう少し研究してほしいなと思います。

丸山委員長：ありがとうございます。この事業をやった後の、将来性の問題が大きいのではないかということです。

雨宮副委員長：委員長の言われるとおりの、将来性ですね。今年草を刈ってそれでよければいいというだけでなく、なにかその先の活用の仕方も考えてほしいです。毎年草だけ刈るのに一生懸命で、というそういう管理の仕方ではあまり意味がないと思いますので、この場所に何か利用価値を見つけてほしいです。

吾妻委員：今回の事業は問題提起として素晴らしいと思います。しかし、これをやるとなると将来問題が多く出てきますよね。農地を公園に使いたいですが。市役所が事業に入っているのに、なんでそんなことをやるんだということが出てきてしまいます。担当課がそういうことを覚悟して、将来は出来るところだけでもやっていこうという市の方針としてやるのであればいいと思います。思いついてぱっとやって終わりというのは問題があると思います。将来的にはこういう問題をどう片付けていくか、という問題提起としてまず一部のやりやすいところからやるよ、ということであれば、色々な課題はあると思いますが私はいいことだと感じます。

丸山委員長：ありがとうございます。問題提起の一事例になるのではないかということですね。今回の事業も、ここで通さないとその問題は出てこないわけですが、通してみると、こういうことがあるのだなとはっきりします。そういった意味では逆に先進性がある、可能性があります。

柏原委員：問題提起という意味では、私もまったく同じ意見です。私は農業をしているのですが、一昨日までも背丈くらいまで伸びた草がある畑も何とか管理していかなければならないということで作業していました。すぐに草は伸びてきますし、毎日毎日草との戦いのような生活になってしまいます。隣近所の方に迷惑をかけないということは重要です。今回のことを見ますと、誰も管理していない畑、こういうところが甲州市内に多くなってきているということを感じます。そういう場所を市としてどうしていくのかという考える、その機会になってもらいたいという意味で、私は高く点数を付けました。

丸山委員長：私も同じ思いで、通してもいいのではないかと考えました。様々な形で問題提起が出てくる、それを甲州市でまともに取り上げざるを得ない状況にすることが出来るのではないか。この事業を認めれば、うちもやりたいという意見がきっと出てくるでしょう。そのときにどういう条件にしたらいいかということは、今後の市のやり方に関係してきます。どういったことになるか、と私も思いました。しかし反対されている方たちはやはり計画性が弱いだとか、とりあえずやればいいのかという部分に問題があると考えていますね。補助金の金額としては大きな額ではありませんが、それでも補助金をこういうことに使うのかというのがあります。

小俣委員：日本中にこういった問題はいっぱいあると思います。どこかに成功例などがあれば、甲州市にも取り入れられれば問題の解決にもなるのではないかと思います。

古屋委員：委員の皆さんのお話を聞いていると、妥当だと思います。しかし私としては、やらないよりも少しでも前向きにやっていったほうがいいのではないかと

と思います。何か条件を付けて許可したらどうかと思っています。

丸山委員長：条件付きで許可がいいのではないかというご意見ですが、他の方はどうでしょうか。

石田委員：皆さんの意見を聞くとなるほど、と思うのですが、市の中にはいろいろな予算がありますが、それが目的に合う予算でないと使えないということは多々あります。今、過疎が進んで人のいない土地は荒れ放題になっている状況です。色々な意見はありますが、私はこういう予算なら、条件などなくても、重機が入って平らにして草を刈れる状態にする、そのことが住民にとって良いことであるなら、やってもいいと思います。条件には関係なく、こういう状況があるのであれば、やってあげたらいいのではないか。

丸山委員長：そろそろまとめていかないといけません。条件を付けなくてもいいのではないかという意見も出ましたが、条件を付けるかどうかなど決めましょう。ただ、条件を付けたとしてもその条件が実際に実行されるかどうかというのは現時点ではわからないところでもあります。ただ、こういう条件を付けて認めました、という委員会としての記録は残りますので、今後同じようなケースが出てきたときに、考慮すべきことというのがわかるようになります。

橋爪委員：この提案されている土地の近くに住んでいて、この状況も知っています。委員の皆さんから出ている意見のとおり、将来性、先々のことを考えているところがないのが気になります。整理しておいたほうがいいのは、遊休農地の対策というのは、先ほどの石原リーダーの担当でやっている内容です。もし今回通せば、この補助金の事業として今後認めますよという意思表示をすることになりますが、整地してきれいにした後どうしていくのかという部分に主眼を置かないと、遊休農地を整理するというだけでは、この補助事業とはあまり合っていないのではないかと思います。整地して、その後どうしていくかというところがメインではないでしょうか。もし通すのであれば、地元の方たちがどうして行こうと思っている申請なのか、というところです。柚木地区は、小学生が一人か二人くらいしかいない過疎地区ですから、子どもたちが、というような状況ではないと思います。地域の人たちがそこをどう使っていくのかというのを示していただきたいです。遊休農地の整理としてこの補助事業を使っていくのは目的外ではないかと感じます。

丸山委員長：おっしゃるとおり、あくまでこの協働事業の目的は、公共的なものにつながっていくことです。それを期待してやっていますので、そうではなく、たまたまこの補助金を使えば事業ができる、というものではありません。

鈴木委員：条件の話ですが、この申請なら、おそらく今回きれいにすれば、その後ちゃんとやっていってくれるだろうと思います。柚木地区に条件を付けるというよりも、市や行政のほうに残りの広い土地も含め、そういった場所にどう取り組んでいくのか、そういう方針を市全体で示してほしいと思います。この事業に対する条件というより、そういう、市に対する条件ですね。

丸山委員長：鈴木委員の意見はよくわかりますが、ここからどうその意見を出していくのかということはありません。

鈴木委員：できるのであれば、です。

吾妻委員：この事業をやるかやらないかではなく、担当課が覚悟を持っているかどうかですね。遊休農地の問題を、これを突破口にして他の場所でもできるのかというところです。これはすごくいい問題提起になると思います。

丸山委員長：それではまとめます。この案件については通していいというご意見のほうが多いですので、通すということにしましょう。そして、更地になった後をしっかりと管理してください、という条件ですね。そうしておけば、こういったケースが出たときに、しっかりと管理するんだということで私たちも信頼してやるのでぜひ、その条件を伝えるということで、いかがでしょうか。

(異議なし)

丸山委員長：では、審議の結果、提案者たちの今後の真摯な管理を期待して認めます。ただし、必ずしも全員がいいと思っているわけではないので、ぜひしっかりとやっていただきたいと伝えるということで、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

石田委員：差し支えなければ、皆さんの出した平均点をお聞きしたいです。

丸山委員長：平均点であればお伝えします。それぞれの項目について全体の平均点ですが、公益性 5.9、有効性 6.8、実現性 7.3、的確性 6.8、協働性 5.8、相互理解 5.8、発展性・将来性 5.7 です。7 点を超えたのは実現性だけです。最終合計が 44.27 でした。よろしいでしょうか。

石田委員：はい。

丸山委員長：皆さんが一番心配されたところは将来性・発展性ですね。今議論していた部分と大体同じです。点数にも反映されたようです。ありがとうございました、ではこれで選考委員会は終了します。

(2) 今後の甲州市協働のまちづくりについて

丸山委員長：では今後の甲州市協働のまちづくりについてということで、事務局からお願いします。

事務局：委員の皆様にご相談したい内容が 2 点ございます。1 点ずつ申し上げます。まず 1 点目ですが、資料 8 甲州市協働のまちづくり推進計画についてです。この計画は平成 24 年度に策定してから 10 年が経過しました。これまでの間に、市の機構改革等で計画に書かれた課の名前も変わっており、内容について見直しが必要な部分が見受けられます。こちらについて、次回以降の委員会開催時に、事務局から計画の見直し案を提示させていただき、委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。見直しの方法について、ご意見をいただきたいのですが、議長よろしいでしょうか。

丸山委員長：1 点目の協働のまちづくり推進計画についてですね。策定してからかなり経っているため見直したいということですが、見直しにあたって委員の皆様に見直し方法についてのご意見をいただきたいということです。いかがでしょうか。

吾妻委員：初めにこの協働のまちづくり計画について作った時に、問題になったのが各課の縦割りです。横のつながりに市民を加えた協働のまちづくりができないかということでした。この 20 万円の補助金が、劣化してしまった気がします。お金ではなく、もっと大きい話で市民と市でやる協働のまちづくりができるようになればいいと思います。市が縦割り体制でなく、市民を加えて何か出来ないかということ協働のまちづくりの中で提案できればいいと感じます。

丸山委員長：計画の見直し案を事務局で作って出すという形でいいか、という内容を協議していますが、吾妻委員の意見はどちらかというと協働のまちづくり計画の基本理念にかかわる部分ですので、そちらに反映させるかどうかの検討を加えてもらえないか、という意見としていただきます。

吾妻委員：市民だけでなく、市の職員から提案がないかというところが気になります。

丸山委員長：他にはいかがでしょうか。今ここの場で意見を出してほしいというのは厳しいかもしれません。一番正當なやり方は新たな推進計画を策定する委員会を作ることでしょう。事務局だけで考えるのではなく、そういった場で議論して策定する、というのも一つの案にはなります。事務局が聞きたいのはそういった意見ということで、よろしいですか。

事務局：計画の見直しについてはやりたいと考えていますので、見直しの方法についてです。計画の内容を事務局で読んで、大きく変更する部分はあまりないのではないかということから、案を事務局が作成し、見ていただくのはどうかという提案をさせていただきました。委員の皆様が、自分たちで意見を出し合って議論して計画を見直していく形がいい、などそういう見直しのやり方についてご意見があればお聞きしたいということです。

丸山委員長：事務局としては計画については大きく手を加える部分はあまりなく、変更するのは課名を修正するという、そういった対応で見直しが可能なのではないかということですね。もし委員の方から、そうではなくて新たに作ったほうがいい、などの意見があれば、それを聞きたいということです。

橋爪委員：計画の成果と評価は出さないのでしょうか。

丸山委員長：先ほど吾妻委員がおっしゃったとおり、協働のまちづくりは本来もっとずっと大きい計画です。しかしながら、今の私たちの推進委員会で扱っているのは協働の補助事業の話ばかりで、本来これだけではないのではないかということを経済局と話していました。それで、事務局で自主的に協働事業実施調査ということをやってくれています。そもそもこの推進計画がどういう風に今推進されてきているのかというのが見えていないですね。それを、まず見えるようにしたいというのが橋爪委員のご意見だと思います。

小俣委員：この委員会も当初は 20 名委員がいたと思いますが、今は名簿を見ると 16 名ということで減ってきてしまっています。委員の年齢層が高いというところも少し気になります。若い方たちの、甲州市をどうしていくかという意見も出していかないと、人材の流出などにつながっていってしまうと思います。若い方の意見が甲州市の未来につながりますので、若い方にぜひ参加していただきたいです。

丸山委員長：委員構成を含め、もう一度違う形を考えてみたらどうかということですね。

吾妻委員：ソフト関係は出てこないでしょうか。事業だけでなく、インターネットを使って、市の説明をする、発信をしていく方法です。そういうことを発展させる、立ち上げを援助するような事例を作っていかなければいけないと思います。若い方がどんどん使っていけるようなものですね、10 万円とか 20 万円とかあれば、できるのではないのでしょうか。

丸山委員長：吾妻委員が今おっしゃっているのは、推進に向けた体制作りという部分で、地域ぐるみの連携体制でしょうか。公民館などで活動するような。そういった場所を利用して、新しい事業を作っていくということですね。ただ、今お話ししているのは推進計画の見直し方法とはどういうつながりになりますか。

吾妻委員：もう少し、この計画の内容を説明してあげる、ということですね。基本方針を読むと、とてもいい事例が載っています。しかし、事業を終わって、そ

れをどこに公表しているかという、あまり発表していません。それをアピールして、こういう事業をやっていますよということを伝えるのがいいと思います。広報関係に力を入れていない気がします。事業の結果も、検証などはないですね。やりっぱなしで終わりになってしまっていると思います。

丸山委員長：例年ですと、前年度の事業について、どうなったかという報告を次の年の最初の委員会でしてもらっています。それを集めたものを作って公表するというのは、十分考えられます。では、推進計画について他に意見がありますか。この場ですぐに意見を出すのは難しいでしょうか。

吾妻委員：最終的に広報をしてほしいですね。こういう計画がありますよ、ということを知ってもらいたいです。こういうことができるよ、ということが伝わるように。

丸山委員長：今のところのご意見では、推進計画の見直し案のことというよりは、具体的なアプローチ、事業がしやすいやり方を工夫して出せばそれでいいのではないかと、という意見が多いですね。それであれば、まちづくり推進計画については事務局の提案通り、事務局の見直し案を次回出してもらって、それを私たちのほうで見るという形にしたいと思います。その際に時間を取れば、十分議論できますし、委員の方の事前チェックもできると思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)

丸山委員長：では1点目についてはこれで終了します。事務局は2点目の説明をお願いします。

事務局：2点目ですが、甲州市協働のまちづくり補助金交付事業について、近年事業申請件数が減少しております。市広報誌へ1ページ使ったの募集記事掲載や、公民館等へのチラシの配布、区長への通知へチラシを同封させていただく等、周知活動を行っておりますが手ごたえが少ないのが現状です。新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、補助金の交付決定までの期間が長く、申請後のプレゼンによる審査等もあることや、また市の他の補助金が交付されている場合も多くあり、需要が減ってきているのではないかと考えられます。受付期間を見直す等を含め、今後の補助金のあり方について委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

丸山委員長：この件で、どなたか相談は受けているけれど、こういう事情があっただけで出せなかったなどの情報を持っている方はいらっしゃいますか。

小俣委員：事業の受付期間を教えてくださいませんか。

事務局：年度当初の4月1日から9月30日までが申請受付期間となっております。

小俣委員：10月から3月までは受け付けない理由は何ですか。

事務局：事業実施年度の関係です。その年度の終わり、3月31日までに事業が終了しないとなりません。一番遅く申請があった場合のスケジュールでご説明しますと、9月30日に申請書が提出されると、まず事務局で1次審査を提出日からスタートします。必要と思われる書類等を追加で提出していただき、そのあと審査会の日程を作り、皆様に審査していただきます。その審査会の後から事業がスタートしますが、3月31日までには事業が終了していなければならないという形になりますので、事業実施期間が短いということになります。

丸山委員長：年度主義になるのは仕方がないということですね。

吾妻委員：年間ですべての結果を出すとなると出来ない、ということですか。今回から継続して来年も20万円ずつ3年間出せるよ、としたり今から準備してい

って来年度執行するとしたりするということやり方が、出来ないことはないと思うのですが。そのあたりの担保は取れるのかどうかということでしょうか。

丸山委員長：補助金の継続的な形での利用が保証されるか、複数年度出せるという条件ではどうかということですね。

吾妻委員：今年度事業の補助を決定し、来年度執行するという形などはどうですか。

丸山委員長：執行年度を、今年度中でなく来年度へという形の申請が出来ないかということですね。

吾妻委員：できるかどうか、というところだとは思いますが。

丸山委員長：一つの意見ではあります。

小俣委員：予算はどのくらいとっているんでしょうか。

事務局：今年度は2件分40万円の予算です。ただし、年度の予算ですので今年度と同じ額が来年度も配当されるというものではありません。増減はあります。

吾妻委員：毎年同じではないのですか。

事務局：事業1件当たりの限度額20万円は同じですが、受け入れられる件数は予算会議で決まるものですので、今すぐに5件分確保する、というようなことは出来ません。

丸山委員長：他にありますか。応募要件についてはどうでしょう。先ほど上がっていた7項目などですね。

柏原委員：広報活動をしているけれど申請が少ないということですが、事務局としてはどういう理由だとお考えですか。

事務局：申請から審査まで時間がかかること、事業実施期間が短いこともありません。それ以外に、この補助金事業の立ち上げから10年が経ち、ある程度新規事業の立ち上げをしたいという方たちの意見が事務局へ挙がってこなくなりました。補助金の形態として、新しく立ち上げた事業をそのまま継続していただきたいたいという、立ち上げにあたっての補助金という性質がありますので、新規立ち上げという気持ちが市民にあまりないのかということですね。公民館単位等で行う事業については、生涯学習課からの補助金がおりにあるケースなどもあり、補助金を二重でもらうことはできませんので、そういう別の補助金を使うことで満たされてきているのではないかと印象です。そういったことから、補助申請期間を長くとったり、見直したりすることでこの補助金のあり方を一度考え直すところから始めたいと考えており、こちらを議題にさせていただきました。

石田委員：こういった補助金があるということは非常にいいことだとは思いますが、申請する立場として考えて、例えば私が申請するとしたらこういう書類を出す、プレゼンをする、となってくると、それならいいや、という気持ちが先に立ってしまうところがあります。一般の方たちがそこまで出来るのか、というのは疑問です。今日はたまたま市の職員の方が来てくれましたが、団体の中にそういう方が偶然いればいいです。プレゼンの資料を作ったりすることも出来るでしょう。じゃあ一般の人たちがそこまで出来るかということ、それは難しい問題です。せっかくお金があるのに、いいやいいやと思ってしまう人が、私も含めかなりいるのではないかと思います。審査はするにしても、もう少し申請が出しやすい形に補助金の条件や審査方法を簡単にし、何件も申請がある中から1件2件を選ぶというような状況にしていければ、使いやすいのではないかと思います。

丸山委員長：具体的に出しやすくするとすると、プレゼンはなしにする、とかそ

ういったことでしょうか。

石田委員：それも一つですね。

小俣委員：10月以降は申請を受け付けないということは、もし次回申請があったとして、この会議は4月以降になるということでしょうか。

事務局：今年度の申請期間が9月30日までありますので、そこまでに出てくればまた会議は開催されます。またこの審議会ですが、先ほど相談させていただきましたように推進計画についてのお話もさせていただきますので、委員会としては今年度中に開催する予定はあります。審査会として開催するかというと、申請があり次第ということになりますので、今ここではっきりお伝えすることはできません。

小俣委員：では今月中に申請が上がってくれば、諸々の資料作りについては後でもいいということでしょうか。

事務局：まず始めに出していただく申請書類がきちんとそろっていて、9月30日までに提出していただければ、その後は相談して対応できます。

吾妻委員：事務局は市役所内の課に対しての説明はしていますか。市との協働ですから、市も関係してきますよね。プレゼンの資料だとか、提出書類だとかは市で協力して作ってもらうように、相互援助をしてもらうものではないでしょうか。そういう中で良い案が出てきて、担当課が動くようになります。今回、申請が少ないという相談でしたが、市の内部での周知があれば、挙がってくるようになるのではないかと思います。

事務局：市民課から、他の課に対しての説明会は近年行っていません。昨年度計画したのですが、コロナの拡大と重なってしまい、中止となってしまいました。年度の初め、事業開始の際には課長会議などで、事業が始まる旨のお知らせはしておりますので、職員も承知はしていると思います。ただ、詳しい進め方についてはあまりわかっていないという状態かもしれません。

丸山委員長：職員側に、協働事業について具体的に市民とどう関わっていくかや、先ほども出ましたようにプレゼンテーションのサポートなどの課題、そういった部分をもう一度やっていったらどうかということです。ありがとうございました。今回は、意見を出していただくということが主眼ですので、あとはまた事務局のほうでまとめて、考えていただくということになります。ではこの議題については終了とし、事務局へ進行をお返しします。

6. 今後の進め方について

事務局：今年度の予算は2事業分となっています。本日1事業について補助金を交付することとなりましたので、もう1事業分は補助金が残っております。現在、1件の相談をいただいております、募集締め切り日は9月30日となっておりますので、もし本日以降締め切り日までに申請があった場合、選考委員会を再度開催させていただくこととなりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。また、その際は通知をさせていただきますのでご了承ください。

7. その他

なし

8. 閉会